

床用現場接着剤認定手数料規定

1. 目的

この手数料規定は、床用現場接着剤認定規程（HW-接着剤 001-2013）（以下「規程」という）第 15 条の規程に基づき、認定業務に係る手数料について定めるものである。

2. 用語の定義

① 認定手数料

1) 認定手数料における新規と更新の区別

- (1) 新規とは、新たに（公財）日本住宅・木材技術センター認定を申請する場合。
- (2) 更新とは、既認定製品を 3 年経過後、再度認定の申請を行う場合。

2) 複数申請

- (1) 1 企業が同時に 2 品目以上を申請する場合。
- (2) 2 品目以上、1 件増えるごとに加算する。

② 変更手数料

商品名の変更、会社代表者の変更等の軽微な変更の場合は、認定書の再発行を行う。この場合は、様式第三に従って、変更届を提出する。

3. 認定手数料（税抜）

新規申請	更新申請	複数申請時の加算*	
		新規申請	更新申請
331,000円	284,000円	170,000円	128,000円

*複数の申請は、2 品目以上を同時に申請する場合、2 品目以上、1 品目増えるごとに上記金額を加算する。

4. 変更手数料（税抜）

1 品目ごとに 10,000 円

制定 昭和 54 年 7 月 7 日

改正 平成 15 年 6 月 16 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日